

鳴門教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生規則

平成17年 3 月14日

規則第 10 号

改正 平成20年 3 月26日規則第19号
平成21年 2 月27日規則第 1 号
平成22年 3 月24日規則第14号
平成24年 3 月19日規則第13号
平成26年 2 月27日規則第 2 号
平成27年 2 月27日規則第 5 号
平成31年 2 月27日規則第 3 号
令和 3 年 2 月24日規則第 5 号
令和 4 年 3 月 4 日規則第 3 号
令和 5 年 2 月22日規則第 5 号
令和 6 年 2 月28日規則第 6 号
令和 7 年 2 月27日規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第69条第2項の規定に基づき、長期にわたり教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請することができる者は、大学院学校教育研究科の入学者選抜試験（以下「選抜試験」という。）に出願し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）
- (2) 家事、育児、長期介護等の事情を有する者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号。以下「履修規程」という。）第6条の2に規定する学校教員養成プログラム受講申請者、第6条の3に規定する教職大学院遠隔教育プログラム受講申請者及び第6条の4に規定する資格取得プログラムの受講申請者は、長期履修学生の申請資格を有するものとする。

(申請)

第3条 前条第1項及び第2項の長期履修学生を希望する者は、別記様式第1号の1、別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3のうち該当する長期履修申請書を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員一種免許状の所要資格を取得見込みにより高度学校教育実践専攻の選抜試験を受験した者が、入学時に所要資格を取得できなかった場合又は入学後、真にやむを得ない事由により、新たに教育職員一種免許状の所要資格を得

る必要が生じた場合は、あらかじめ当該コース長の承認を得て、別記様式第1号の4の長期履修申請書を第1年次前期履修登録期間最終日までに提出することができる。

- 3 教職大学院遠隔教育プログラムの2年課程の学生が、真にやむを得ない事由により長期履修学生制度を希望する場合は、あらかじめ実習責任教員の承認を得て、別記様式第1号の5の長期履修申請書を第1年次前期最終日までに学長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 長期履修学生の申請については、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。この場合において、前条第2項による申請者の修業年限の変更の時期は、第1年次前期履修登録期間終了後とする。

(センター担任及び指導教員)

第5条 学校教員養成プログラムの長期履修学生には、第1年次の間は長期履修学生支援センターの職員をセンター担任として指定し、第2年次からは各コースの教員を実習責任教員として指定する。

- 2 教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生には、第1年次から各コースの教員を実習責任教員として指定する。
- 3 資格取得プログラムの長期履修学生には、第1年次の間は長期履修学生支援センターの職員をセンター担任として指定し、第2年次からは各コースの教員を研究指導教員として指定する。

(修業年限)

第6条 第2条第1項に規定する長期履修学生の修業年限は、3年とする。

- 2 履修規程第6条の2に規定する学校教員養成プログラムの長期履修学生及び同第6条の4に規定する資格取得プログラムの長期履修学生の修業年限は、3年とする。
- 3 履修規程第6条の3に規定する教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生の修業年限は、3年から5年以内とする。

(長期履修の変更)

第7条 第2条第1項に規定する長期履修学生が、標準修業年限内で大学院の修了要件を満たすことが見込まれる場合又は真にやむを得ない事由により標準修業年限への変更を希望する場合は、あらかじめ実習責任教員又は研究指導教員の承認を得て、別記様式第2号の1の長期履修変更願を学長に提出しなければならない。

- 2 学校教員養成プログラムの長期履修学生が、標準修業年限への変更を希望する場合は、あらかじめセンター担任及びコース長の承認を得て、別記様式第2号の2の長期履修変更願を学長に提出しなければならない。
- 3 教職大学院遠隔教育プログラムで長期履修学生制度の適用を受けた学生が修業年限の変更を希望する場合は、あらかじめ実習責任教員の承認を得て、別記様式第2号の3又は別記様式第2号の4の長期履修変更願を学長に提出しなければならない。なお、修業年限を延長する場合は、長期履修変更願に加えて、別記様式第2号の5及び別記様式第2号の6を学長に提出しなければならない。
- 4 資格取得プログラムの長期履修学生が、標準修業年限への変更を希望する場合は、あらかじめセンター担任及びコース長の承認を得て、別記様式第2号の7の長期履修変更

願を学長に提出しなければならない。

- 5 第1項から前項までに規定する各様式の提出について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

(1) 第1項 第1年次の前期最終日まで又は第2年次の前期履修登録期間最終日

(2) 第2項及び第4項 第1年次前期履修登録期間最終日

(3) 第3項

ア 3年以上の修業年限に変更する場合 変更開始希望年度の前年度の前期履修登録期間最終日

イ 2年の修業年限に変更する場合 第1年次前期最終日

- 6 標準修業年限への変更の時期は、次のとおりとする。

(1) 第1項の第1年次前期最終日までに長期履修変更願を提出した者については、前期終了後とし、第2年次の前期履修登録期間最終日までに長期履修変更願を提出した者については、第2年次前期履修登録期間終了後とする。

(2) 第2項及び第4項については、第1年次前期履修登録期間終了後からとする。

(3) 第3項については、変更が認められた希望年度の前期からとする。

- 7 第3項に規定する長期履修学生制度の適用を受けた修業年限の変更は、在学期間中に1回とする。

第8条 標準修業年限及び長期履修学生制度の適用を受けた修業年限の変更願については、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(長期履修の取消)

第9条 入学予定者で第4条により長期履修学生として許可された者が、長期履修学生の取り消しを希望する場合は、別記様式第3号の長期履修取消願（以下「取消願」という。）を入学手続きの期間内に学長に提出しなければならない。

- 2 長期履修学生の取消願については、学長が承認する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から実施し、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年度以前に入学した者については、改正後の第 2 条から第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年度以前に入学した者については、改正後の第 2 条から第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

氏 名

下記の理由により，長期履修学生制度（修業年限3年）を申請します。

申請資格（該当する欄に記入，□はチェックすること。）
☐ 職業を有し，就業している者 勤務先名 所在地 TEL ()
☐ 家事，育児，長期介護等の事情を有する者 具体的な内容
☐ その他 具体的な内容

備考 規格は，A4とする。

別記様式第1号の2（第3条第1項関係）

年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

氏 名

学校教員養成

プログラムを受講したいので、長期履修学生制度（修業年限3年）を
資 格 取 得

申請します。

備考 規格は、A4とする。

別記様式第1号の3（第3条第1項関係）

年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

氏 名

教職大学院遠隔教育プログラムを受講したいので，長期履修学生制度
（修業年限 3年・4年・5年）を申請します。

※希望する年限に○印を付すこと。

備考 規格は，A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴門教育大学長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

下記の理由により，長期履修学生制度（修業年限 3 年）を申請します。

記

コース長	
------	--

備考 規格は，A 4 とする。

別記様式第1号の5（第3条第3項関係）

年 月 日

長期履修申請書

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

教職大学院遠隔教育プログラム（2年課程）で入学しましたが、下記の理由により、
長期履修学生制度（修業年限 3年・4年・5年）を申請します。

※希望する年限に○印を付すこと。

記

実習責任教員	
--------	--

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

長期履修学生として入学しましたが、下記理由により、2年の標準修業年限への変更を許可願います。

記

実習責任教員又は 研究指導教員	
--------------------	--

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

学校教員養成プログラムの長期履修学生として入学しましたが、下記理由により、
2年の標準修業年限への変更を許可願います。

記

センター担任	
コース長	

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生として入学しましたが，下記理由により，2年の標準修業年限への変更を許可願います。

記

実習責任教員	
--------	--

備考 規格は，A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生（年）として入学しましたが、
下記理由により、（3年・4年・5年）の修業年限への変更を許可願います。

※該当する年限に○印を付すこと。

記

実習責任教員	
--------	--

備考 規格は、A4とする。

長期履修修業年限変更に係る同意書

鳴門教育大学長 殿

所属の長

機関名 _____

氏名 _____

下記の者が、鳴門教育大学大学院学校教育研究科教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生としての修業年限を（3・4・5年）に変更することについて、同意します。

※該当する年限に○印を付すこと。

記

所 属	
職 名	
氏 名	
コース・分野	

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

履 修 計 画 表

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

長期履修修業年限の延長申請（3・4・5年）に伴い、下記のとおり履修を計画しましたので、提出します。

※該当する年限に○印を付すこと。

記

年度	履 修 科 目 名
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

備考 規格は、A4とする。

※ 記入する欄が不足する場合は、
別の用紙を使用すること。

実習責任教員	
--------	--

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

資格取得プログラムの長期履修学生として入学しましたが，下記理由により，2年の標準修業年限への変更を許可願います。

記

備考 規格は，A4とする。

センター担任	
コース長	

年 月 日

長 期 履 修 取 消 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属

氏 名

長期履修学生として申請しましたが、下記理由により、2年の標準修業年限への入学を許可願います。

記

備考 規格は、A4とする。